

中部ブロックにおける令和4年度の居住支援に関する取り組み

- 生活困窮者、高齢者、障害者、子育て世帯、刑務所出所者等の住まいの確保や生活の安定、自立といったセーフティネット機能のためには、住宅・福祉等の各分野での相互理解を深めるとともに、市町村単位での居住支援協議会の設立など、地域の実情を踏まえたきめ細やかな居住支援体制を構築する必要があります。
- このため、中部地方においては、中部地方整備局、北陸地方整備局、東海北陸厚生局、中部地方更生保護委員会、名古屋矯正管区が連携し、居住支援体制の構築や取り組みにあたっての課題の洗い出し、各分野における先進事例等の紹介や意見交換等を行う勉強会と、居住支援に関わる方がそれぞれの立場で日常の業務や個別事例の中で抱えている課題について意見交換を行って相互理解を深める居住支援サロンを、それぞれ2回ずつの開催を計画しています。

居住支援勉強会

1回目：9月28日開催

テーマ：居住支援のいろはの「い」

居住支援ってそもそもどういうこと？など、基本的なことについて考えます。

2回目：12月1日開催

テーマ(予定)：実例から紐解く 居住支援体制の構築プロセス

居住支援協議会の立ち上げから現在の運営にも携わる職員の経験を紐解きながら、居住支援体制構築の始め方・進め方を考えます。

居住支援サロン

1回目：10月26日開催

テーマ：居住支援の始め方、進め方

居住支援を何から始めればいいのか？どこから進めればいいのか？いろいろ話して課題を共有してみましょう。

2回目：1月開催予定

テーマ(予定)：連携の進め方

居住支援に大切なのは連携。でもそれが大変。うまくいったこと、いかなかったことを共有して次の一歩を考えてみましょう。

※テーマ、内容は、変更になる可能性があります。